

令和5年第6回臨時会
相良村議会臨時会会議録

令和5年5月25日

熊本県相良村議会

令和5年第6回相良村議会臨時会会議録

令和5年5月25日（木曜日）

午前10時00分開会

於 会議場

開議

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
専決第1号 相良村税条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・討論・採決)

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
専決第2号 相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・討論・採決)

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
専決第3号 令和4年度相良村一般会計補正予算（第14号）
(質疑・討論・採決)

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
専決第4号 令和4年度相良村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
(質疑・討論・採決)

日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
専決第5号 令和4年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
(質疑・討論・採決)

日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
専決第6号 令和5年度相良村一般会計補正予算（第2号）
(質疑・討論・採決)

日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
専決第7号 令和5年度相良村一般会計補正予算（第3号）
(質疑・討論・採決)

日程第10 議案第37号 工事請負契約の変更について
(質疑・討論・採決)

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 川 邊 一 徳 君	6番 西 本 巳喜男 君
2番 坂 田 朋 美 君	7番 高 岡 重 盛 君
3番 永 田 博 人 君	8番 小 善 満 子 君
4番 徳 田 正 臣 君	9番 市 岡 智 恵 君
5番 中 村 重 道 君	10番 黒 木 正 照 君

3. 欠席議員(0名)

4. 説明のため出席した者(9名)

村 長 吉 松 啓 一 君	保健福祉課長	平 川 千 春 君
教 育 長 緒 方 俊一郎 君	建 設 課 長	大 土 手 寛 君
総 務 課 長 川 邊 俊 二 君	教 育 課 長	出 合 宏 光 君
会 計 管 理 者 渋 谷 美佐江 君	産業振興課長兼農業委員会事務局長	倉 田 雅 弘 君
税 務 課 長 平 田 智 博 君		

5. 本会議の書記

議会事務局長 和 田 耕 君

開会 午前 10 時

○**議長（黒木正照君）** おはようございます。全員出席でございます。ただいまから令和 5 年第 6 回相良村議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○**議長（黒木正照君）** 日程に従いまして、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、1 番議員、川邊一徳君、

{「はい。」と、1 番議員。}

8 番議員、小善満子君、

{「はい。」と、8 番議員。}

を指名します。

日程第 2 会期の決定の件

○**議長（黒木正照君）** 次に、日程第 2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間に決定しました。

日程第 3 承認第 1 号

○**議長（黒木正照君）** 次に、日程第 3、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 1 号、相良村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい。」と、村長。}

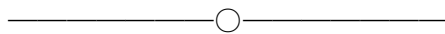
○**村長（吉松啓一君）** おはようございます。ご説明の前に、黒木議長におかれましては、球磨郡町村議会議長会長にご就任されまして誠におめでとうございます。また、永田議員におかれましても、下球磨消防組合議会議長にご就任、誠におめでとうございます。併せてお祝い申し上げます。今後ともよろしくお願い申し上げます。それでは承認第 1 号、専決第 1 号、相良村税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。この案件につきましては、急施を要しましたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。したがって、同条第 3 項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございますが、専決処分した事件の内容につきましてご説明申し上げます。今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令で、令和 5 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、相良村税条例の一部を改正する条例を制定し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する必要がありましたので専決処分したものでございます。具

体的な改正内容につきましては、森林環境税の導入に関すること、軽自動車税の税率区分等の見直しに関すること、住民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化などがございます。なお、専決処分年月日は令和5年3月31日でございます。以上、承認第1号につきましてご説明いたしました。内容ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（黒木正照君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。はい。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、専決第1号、相良村税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。



日程第4 承認第2号

○議長（黒木正照君） 次に、日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、専決第2号、相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君） それでは、承認第2号、専決第2号、相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。この案件につきましては、急施を要しましたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。したがって、同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございますが、専決処分した事件の内容につきましてご説明申し上げます。今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定し、令和5年4月1日から施行する必要がありますので専決処分したものでございます。具体的な改正内容につきましては、後期高齢者支援金等の課税限度額の改正及び減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しなどがございます。なお、専決処分年月日は令和5年3月31日でございます。以上、承認第2号につきましてご説明いたしました。内容ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（黒木正照君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご

質疑ありませんか。

{「はい。」と、8 番議員。}

はい、8 番議員。

○8 番（小善満子君） 8 番議員、質問いたします。まず、今、提案理由の説明の中でちょっと触れてありますが、国民健康保険というのは身近な問題でございまして、税が、私たち、国民健康保険税が上がるのか下がるのか。それから今、後期高齢者とか何とか言われました。それも関連してだと思いますが、どのようなことで、この税が改正になって、我々住民に負担がかかるのか。どのくらい課税されるとかいうようなことは、簡単でいいですから、ここで説明していただいてよろしいですか。質問いたします。

○議長（黒木正照君） はい、

○8 番（小善満子君） 保健福祉課長かな。税務課長。

○議長（黒木正照君） はい、税務課長。

○8 番（小善満子君） お願いします。

○税務課長（平田智博君） おはようございます。4 月 1 日の人事異動で税務課長を拝命いたしました平田です。よろしくお願いいたします。それでは税務課長、お答えします。国民健康保険税条例につきましては、今回の地方税法の法律改正に伴いまして、大きく 2 点の改正を行っております。1 点目は、国民健康保険税の課税限度額を改正するものです。国民健康保険税は医療と後期高齢者支援、介護納付金の 3 つを合計して課税のほうをいたしておりますが、今回の改正で、後期高齢者支援分が 2 万円引き上げられ、20 万円から 22 万円になります。年間の課税限度額の合計については、その 2 万円が上がったことによりまして、102 万円から 104 万円になります。これが 1 点目です。2 点目につきましては、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準についての見直しです。5 割軽減判定に使われる 28 万 5,000 円を 29 万円に、2 割軽減判定に使われる 52 万円を 53 万 5,000 円にそれぞれ引き上げられるものです。これにつきましては、経済動向等を踏まえ軽減判定所得を見直しされることとなりますので、今回見直すとなっております。また、法令等の改正や対応する法令の規定に合わせるために文言のほうを適正化しております。以上でございます。

○8 番（小善満子君） はい、議長。

○議長（黒木正照君） はい、8 番議員。

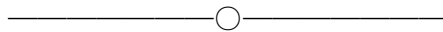
○8 番（小善満子君） 今、ご説明していただきましたが、この税が下がるということではなくて、毎年、年々それなりの、もうもちろん保険税は取らないと医療関係に関係しておりますので大変だと思いますが、今、国会でもいろいろ問題になっておりますよね。この税のことについては、どこから取ろうとかいうようなことで考えておりますし、この後期高齢者につきましても、75 歳以上の人負担が 1 割から 2 割になったとか、そのようなことも言われておりますので、何しろ今、住みにくい世の中になりまして、高齢者をもう少し労りをもった国にしていきたいなというような気持

ちががございます。ということで、このことについて説明を受けましたら、やはりそれなりの負担があるというようなこととございますが、やはり後期高齢者は高齢者なりに負担をするべきという義務はあります。やはりそれなりに若者にだけ負担をかけるわけにはいきませんが、あんまり負担が多くても、低所得者については本当に困難で、生活が苦しいというようなこともございましたので、一応質問させていただきました。以上です。

○議長（黒木正照君） はい、他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、専決第2号、相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。



日程第5 承認第3号

○議長（黒木正照君） 次に、日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、専決第3号、令和4年度相良村一般会計補正予算第14号を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君） それでは、承認第3号、専決第3号、令和4年度相良村一般会計補正予算第14号につきましてご説明申し上げます。この案件につきましては、急施を要しましたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。したがって、同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございますが、専決処分した事件の内容につきましてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億873万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億8,418万6,000円とするものでございます。それでは、歳出の内容につきまして10ページの歳出補正予算事項別明細書でご説明いたします。まず、議会費関係では30万円の減額補正ですが、不用と見込まれる額を減額補正するものでございます。次に、総務費関係では1,409万円の減額補正ですが、20ページの総務管理費の財産管理費で、庁舎西側外壁補修工事として26万円の増額補正をお願いするほか、同じく20ページの企画費で、ふるさと応援寄附金促進手数料200万円、21ページの補助金で、移住定住促進事業補助金280万円のほか、事業の完了などに伴い不用と見込まれる額を減額補正するものでございます。

また、23 ページの参議院議員選挙費につきまして、特定財源の確定に伴い財源組替えを行うものでございます。次に、民生費関係では 1,832 万 1,000 円の減額補正ですが、23 ページの社会福祉費の社会福祉総務費及び国民年金事務費におきまして、特定財源の確定に伴い財源組替えを行い、25 ページの児童福祉費の児童措置費で、子どものための教育保育給付費負担金 860 万円のほか、事業の完了などに伴い不用と見込まれる額を減額補正するものでございます。次に、衛生費関係では 1,245 万 3,000 円の減額補正ですが、26 ページの保健衛生費の予備費で、新型コロナワクチン接種委託料 280 万円、27 ページの健康増進費で健康診査委託料 340 万円のほか、事業の完了などに伴い不用と見込まれる額を減額補正するものでございます。次に、農林水産業費関係では 1,070 万円の減額補正ですが、27 ページの農業費の農業振興費で、茶生産支援補助金 530 万円のほか、事業の完了などに伴い不用と見込まれる額を減額補正するものでございます。また、28 ページの生産調整対策推進事業費におきましても、特定財源の確定に伴い財源組替えを行うものでございます。次に、商工費関係では 10 万円の減額補正ですが、事業の完了などに伴い不用と見込まれる額を減額補正するものでございます。また、29 ページの商工業振興費におきまして、特定財源の確定に伴い財源組替えを行うものでございます。次に、土木費関係では 160 万円の減額補正ですが、事業の完了などに伴い不用と見込まれる額を減額補正するものでございます。また、29 ページの道路橋梁費の橋梁維持費、橋梁新設改良費及び住宅費の仮設住宅管理費におきまして、特定財源の確定に伴い財源組替えを行うものでございます。次に、消防費関係では 835 万円の減額補正ですが、29 ページの消防費の非常備消防費で、団員報酬 785 万円のほか、事業の完了などに伴い不用と見込まれる額を減額補正するものでございます。また、同じく 29 ページの消防施設費におきまして、特定財源の確定に伴い財源組替えを行うものでございます。次に、教育費関係では 500 万円の減額補正ですが、事業の完了などに伴い不用と見込まれる額を減額補正するものでございます。次に、災害復旧費関係では 3,682 万 3,000 円の減額補正ですが、32 ページの農林水産施設災害復旧費の農地災害復旧費で、令和 2 年発生被災農地復旧工事請負費 590 万円、台風 14 号農地災害復旧工事請負費 532 万 3,000 円。33 ページの農業用施設災害復旧費で、令和 2 年発生被災農業用施設復旧工事請負費 720 万円、台風 14 号農業用施設災害復旧工事請負費 1,000 万円。林業施設災害復旧費で、未契約事故繰越分の令和 2 年発生林道相良五木線災害復旧工事請負費 350 万円。公共土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧費で、令和 4 年発生道路災害復旧工事請負費 290 万円のほか、事業の完了などに伴い不用と見込まれる額を減額補正するものでございます。最後に、公債費関係では 100 万円の減額補正ですが、33 ページの公債費の利子で、一時借入金の利子において不用と見込まれる額を減額補正するものでございます。歳入につきまして 9 ページの歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、令和 4 年度の交付決定額等に基づき、増額又は減額補正を行い、そのほか歳入につきましても、収入見込み額に合わせた増額又は減額補正を行うものでございます。また、7 ページ、第 2 表繰越明許費補正では、

令和４年度内の事業の完了が困難となりました２事業、１７７万円の繰越明許費の追加及び災害復旧費におきましては、繰越明許費の額の変更を。８ページの第３表地方債補正では、村道整備事業など、５事業の限度額の変更も合わせてお願いするものでございます。なお、専決処分年月日は令和５年３月３１日でございます。以上、承認第３号につきましてご説明いたしました但、内容ご審議のうゑ、ご承認賜りますようお願い申し上げ、専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（黒木正照君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、８番議員。}

はい、８番議員。

○８番（小善満子君） ８番議員、質問いたします。２件ほどいたしますが、まず最初に、２７ページ。歳出の、茶生産支援補助金というのが５３０万ほど減額されておりますが、これは予定はされていたのに申請者がいなかったと。これは一般財源ですので、やはりそれなりに生産者が、茶の生産者が減ったのか。それとも申請を来年度に繰越すようになっているのか。金額が５３０万もありますので、どういうことでこの５３０万を減額しなくちゃいけなかったかというようなことが一つと、それから２９ページの消防費なんです但、非常備消防費の中の報酬。報酬というのは大体決まっていると思うんですよ。年間こう計算して出した場合ですね。それが７８５万減額されておりますので、どういう理由でこの多くの、たくさんの、７８５万円というのを減額しなくちゃならないようになったのか、その２点だけお尋ねいたします。以上です。

○議長（黒木正照君） はい、まず産業振興課長。

{「はい。」と、産業振興課長。}

○産業振興課長（倉田雅弘君） 議員の皆様、おはようございます。今年４月１日付けで産業振興課長並びに農業委員会の事務局長を仰せつかりました倉田と申します。どうぞよろしくお願い致します。先ほどの８番議員のご質問にお答えさせていただきます。茶の生産支援補助金の５３０万円の減額分を計上させていただいておりますが、この分に関しては、国、県の補助金も前年度ございまして、国、県の補助金に該当しなかった分、だぶった分に関しては、今年度予算計上、相良村のほうも予算計上させていただいたんですけども、必要がなくなったというところで、重複して国、県の補助と村の補助と出すことができなかったので、村の補助の分は減額計上とさせていただいております。以上、お答えいたします。

○議長（黒木正照君） はい、次に総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君） おはようございます。総務課長、お答えいたします。今回の補正で団員報酬、７８５万円減額させていただいておりますが、団員報酬につきましては、令和４年度から年額の報酬とあとは出勤報酬というものが合わさって団員報酬という形で支出しております。令和４年度につきましては支出見込み額としまして、

団員報酬につきましては、1,148 万 6,000 円程度と出動した時の出動報酬につきましては、275 万 6,000 円というところの見込み額を想定しております。この中で、年度末に防災ラジオのほうを、消防団員のほうに配付していただきました。その分で、どのくらい出動がかかるのかということで、予算のほうを確保しております、最終的に見込みが出ましたので、今回ちょっと金額は多くなりましたけれども、減額させていただいたところでございます。以上でございます。

○8 番（小善満子君） はい、議長。

○議長（黒木正照君） はい、8 番議員。

○8 番（小善満子君） はい、こういうような年報酬とかなんかは、大体予算的にこう計算して、1 年間でこのぐらいの支出であるというような確実な数字が出るんじゃないかなと私思うもんですから、このように 700 万も、報酬がこのように減額になるということはどういうことかということで一応質問させていただきました。以上です。

○議長（黒木正照君） はい、8 番議員、8 番議員、8 番議員、8 番議員。

○8 番（小善満子君） はい。

○議長（黒木正照君） ちょっとお待ちください。何か訂正の申し出がありますので。

○8 番（小善満子君） そうですか、はい。

○議長（黒木正照君） はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君） すみません。先ほど金額を申し上げましたが、ちょっと訂正をさせていただきます。団員報酬につきましては、873 万 7,000 円程度でございます。すみません。訂正させていただきます。以上です。

○議長（黒木正照君） はい。

○8 番（小善満子君） はい、いいですね。

○議長（黒木正照君） はい。

○8 番（小善満子君） 失礼します。

○議長（黒木正照君） 他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、7 番議員。}

はい、7 番議員。

○7 番（高岡重盛君） 7 番、高岡です。33 ページの農業施設災害復旧につきまして、お尋ねをしたいと思います。これ、平川地区のことでございますけれども、令和 2 年の災害においてポンプ施設が災害に被災したところでございます。その中で、令和 2 年度におきましては、激甚災害というようなことで、施設災害は無償程度の中で修理をいただいたわけでございますけれども、今回、令和 4 年度におきまして再度、ポンプ関係が災害にあったわけですが、その中で、今回はその施設災害については、国、村の補助金はないというようなことで、昨夜のうちに住民の方から話があれば、村長に質問をしておきたいところでありましたけれども、まず今朝ほど、ポンプの見積もりを持ってこられまして、先に聞きましたところ 3 万 5,000 円だというような話

であったのが、今日、持ってこられた見積書におきましては、35 万円ほどかかるというようなことで、もうこれは、もう平川としてはどうにもならないというなことで、ございますので、ひとつ、議場でありますけれども村長のお考えを何かあればお尋ねをしたいと思います。よろしくひとつお願いいたします。

{「これは先にうちの課長が言った・・・。」と、村長。}

○議長（黒木正照君） はい、産業振興課長。

○産業振興課長（倉田雅弘君） 産業振興課長、お答えいたします。ただいまのご質問の案件ですけども、おそらく小規模災害の復旧、施設復旧の分だと思うんですが、この分に関しては、どうしても地元負担の分が2割分はあるというところで、事業費からの2割分が30 数万円の負担になった分でございます。以上です。

○議長（黒木正照君） はい、これは関係ある内容なんですかね。

○7 番（高岡重盛君） はい。

○議長（黒木正照君） はい、7 番議員。

○7 番（高岡重盛君） 今、言われましたように、小規模災害というなことで、しておかれたところですけども、そういう中で激甚災に指定されたというのは、この4 年度の台風災害において被災された農地について、どうであるかこうであるか分からなかった中で、工事をされるかされないかというようなことが、話が上がって賛否を採られたわけですね。そのあとに激甚災だというようなことで言われた中で、おそらく施設災害においても、やはり激甚災の中に含まれるんじゃないかと私は考えるわけですけども、そこのところ、もう1 回お願いします。

○議長（黒木正照君） はい、村長。

○村長（吉松啓一君） はい。今、産業振興課長が言いました激甚災害もありますが、その中で、農地については梅雨、あるいは台風後にするということで、平川地区については地権者の方もご了解得ているわけですが、ポンプについて、小規模についても、地元負担が2割、2割が35 万ということですので、この点をどういうふうにやっていくのか、今後、検討しなければなりません、この議会が終わった後に全協のほうでご説明する予定でございますが。平川の引堤の関係で、これが該当しますと、またいろんなやり方が出てくると思いますので、ちょっとこの点については、ここでは即答はできませんが、協議させていただければと思います。以上です。

○議長（黒木正照君） はい、7 番議員。

○7 番（高岡重盛君） はい、今日、見積書は持ってきているんですけども、後で村長のほうでお話をされるようでございますので、これで終わります。

○議長（黒木正照君） はい、他にご質疑ありませんか。

{6 番議員、挙手。}

はい、6 番議員。

○6 番（西本巳喜男君） 6 番、西本です。財政調整基金のことについてお尋ねしますが、17 ページですね。基金繰入金で財政調整基金繰入金ということで、2 億 6,000

万の補正の減額になっております。最終的に残ったといいますか、残高として 2,000 万ぐらいですけど、ということで財政調整基金がこれだけの金額になっておるということで。4 年度末で最終的に国債を入れたところで、・・・の国債を入れたところで、それぞれの合計を教えてもらえればと思います。分かります。どちらかな。ちょっと前年に対して 2,000 万プラスで考えていいのかなということも。

○議長（黒木正照君） はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君） 総務課長、お答えいたします。今回の補正で 2 億 6,000 万程度の減額というところで、最終的には、令和 4 年度の財調の繰入金につきましては 2,000 万程度ということで、単純に計算しますと、令和 4 年度の決算から 2,000 万減ったというところで捉えております。あとは利子とかが入ってきますので、その分が上乘せになって、若干プラスはあるかもしれませんが、単純に計算すると、決算から 2,000 万減ったというところの解釈でいいかと思います。以上でございます。

○議長（黒木正照君） はい、村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君） 今、総務課長が言いましたが、財政調整基金は国債が約 4 億ありますので、3 億 9,000 万、目減り部分もあったとしても約 4 億で、それと合わせて 12 億 1,600 万で。財政調整基金はですね。それと基金全体としますと、19 億 4,200 万、19 億 4,200 万ぐらいじゃなかろうかと、決算の時にまた審査していきますが、今、総務課長が言いました、今回 4 年度につぎ込んだ基金が 2,000 何百万、8 千何百万か 8,700 万、

{「2,000 です。」と、総務課長。}

2,000 万ですので、それを簡単に引きますとそのような数字になると。去年よりも、3 年度よりも基金が 2,000 万減額しただけで。当初は 3 億 6,000 万計画して予算を立てておりましたが、結果的には 2,000 万で済んだと言いますか、2,000 万で、数字は小さくなったということになります。以上です。

○6 番（西本巳喜男君） はい。

○議長（黒木正照君） はい、6 番議員。

○6 番（西本巳喜男君） はい。前年度と大体同じぐらいで推移するかなということで今、大体確認できたと。最終的には、また後々のいろんな決算審査あたりでも最終的に出てくるかと思えます。それでまた確認したいと思っております。終わります。

○議長（黒木正照君） はい、他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第 3 号、専決処分承認を求めることについて、専決第 3 号、令和 4 年度相良村一般会計補正予算第 14 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、承認することに賛成の

方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。従って、承認第 3 号は承認することに決定しました。



日程第 6 承認第 4 号及び日程第 7 承認第 5 号

○議長（黒木正照君） 次に、日程第 6、承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 4 号、令和 4 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 4 号及び、日程第 7、承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 5 号、令和 4 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号を一括議題とします。本件について提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君） それでは、承認第 4 号、専決第 4 号、令和 4 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 4 号及び承認第 5 号、専決第 5 号、令和 4 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号につきまして一括してご説明申し上げますが、承認第 4 号及び承認第 5 号の案件につきましては、急施を要しましたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。したがって、同条第 3 項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございますが、専決処分した事件の内容につきましてご説明申し上げます。最初に承認第 4 号、専決第 4 号、令和 4 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 4 号につきましてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 3,269 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 5,876 万 8,000 円とするものでございます。補正の内容といたしましては 5 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明いたします。まず、歳出につきましては 8 ページの保険給付費の療養給付費で、給付実績により一般被保険者療養給付費負担金 2,945 万 2,000 円、高額療養費の一般被保険者高額療養費 200 万円のほか、事業の完了に伴い不用と見込まれる額の減額補正をお願いし、県支出金の特別交付金の確定及び国民健康保険税の収入減額により、財政組替えをお願いするものでございます。歳入につきましては 7 ページに計上しておりますが、国民健康保険税、県支出金の普通交付金財産収入及び繰入金を減額し、県支出金の特別交付金をもって充てるものでございます。なお、専決処分年月日は令和 5 年 3 月 31 日でございます。次に、承認第 5 号、専決第 5 号、令和 4 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号につきましてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 33 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,114 万 7,000 円とするものでございます。補正の内容といたしましては 4 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明いたします。まず、歳出につきましては 7 ページの後期高齢者医療広域

連合納付金について、実績に基づき 39 万 6,000 円の増額補正をお願いし、諸支出金の保険料還付金 5 万 9,000 円のほか、事業の完了に伴い不用と見込まれ額の減額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては 6 ページに計上しておりますが、諸収入を減額し、後期高齢者医療保険料をもって充てるものでございます。なお、専決処分年月日は令和 5 年 3 月 31 日でございます。以上、承認第 4 号及び承認第 5 号につきまして一括してご説明いたしましたが、内容ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（黒木正照君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。はい、質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 4 号、令和 4 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 4 号及び、承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 5 号、令和 4 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号を採決します。この採決は起立によって行います。まず初めに、承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 4 号、令和 4 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 4 号を採決します。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、承認第 4 号は承認することに決定しました。

—————○—————

○議長（黒木正照君） 次に、承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 5 号、令和 4 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号を採決します。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、承認第 5 号は承認することに決定しました。

—————○—————

日程第 8 承認第 6 号

○議長（黒木正照君） 次に、日程第 8、承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 6 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 2 号を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

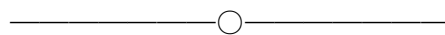
○村長（吉松啓一君） それでは、承認第 6 号、専決第 6 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 2 号につきましてご説明申し上げます。この案件につきましては、急施を要しましたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めまし

たので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。したがって、同条第 3 項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございますが、専決処分した事件の内容につきましてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,788 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41 億 5,917 万 8,000 円とするものでございます。それでは、歳出の内容につきまして 8 ページの歳出補正予算事項別明細書でご説明いたしますが、災害復旧費関係で 3,788 万 6,000 円の増額補正でございます。10 ページの農林水産施設災害復旧費の林業施設災害復旧費で、未契約事故繰越事業の令和 2 年発生林道相良五木線災害復旧工事請負費として、3,788 万 6,000 円の増額補正をお願いするものでございます。歳入につきまして 7 ページの歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、国庫支出金及び繰入金をもって充てるものでございます。なお、専決処分年月日は令和 5 年 4 月 1 日でございます。以上、承認第 6 号につきましてご説明いたしましたが、内容ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（黒木正照君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 6 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 2 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、承認第 6 号は承認することに決定しました。



日程第 9 承認第 7 号

○議長（黒木正照君） 次に、日程第 9、承認第 7 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 7 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 3 号を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君） それでは、承認第 7 号、専決第 7 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 3 号につきましてご説明申し上げます。この案件につきましては、急施を要しましたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。したがって、同条第 3 項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございますが、専決処分した事件の内容につきましてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 319 万 6,000 円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41 億 6,237 万 4,000 円とするものでございます。それでは、歳出の内容につきまして 8 ページの歳出補正予算事項別明細書でご説明いたしますが、民生費関係で 319 万 6,000 円の増額補正でございます。10 ページの児童福祉費の児童措置費で、非課税の子育て世帯、5 万円を給付する低所得子育て世帯生活支援特別給付金に係るシステム改修委託料として 68 万 7,000 円。扶助費で、給付金事業費として 250 万円、そのほか低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業の関係費用の増額補正をお願いするものでございます。歳出の財源といたしましては 7 ページの歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、国庫支出金をもって充てるものでございます。なお、専決処分年月日は令和 5 年 4 月 20 日でございます。以上、承認第 7 号につきましてご説明いたしました、内容ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げ、専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（黒木正照君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、8 番議員。}

はい、8 番議員。

○8 番（小善満子君） 8 番議員、質問いたします。これについては 2 号と 3 号とのちょっとですが、関連ですが、2 号が、もうこれ可決しましたけれども、可決するんですよ。だけどこれが、令和 5 年の 4 月 1 日に専決してるんですね。それから今度これが、5 年の 4 月 20 日に専決というようなことでございますので、そこに 20 日間しか期間がないんです。という時に、4 月 1 日にしたのは令和 2 年度の林道相良五木線の災害復旧ということで、でするのでこれを急がなくちゃいけないということで 4 月 1 日に専決されたと思います。けども、この子育て、低所得者の世帯生活支援給付金というのは、これはもう早く決まっていたんじゃないかなと思いますが、それをこの、また 4 月の 20 日に専決処分しなくちゃいけないかったということがありますので、この理由。なぜ 4 月 20 日にしないと、この低所得の、低所得者に支給するお金を交付することができなかったかということで、これをもう少し早めに、この 4 月 1 日に間に合うようにできなかったものかということを一応、この担当課長にお尋ねします。

○議長（黒木正照君） はい。保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長（平川千春君） 議員の皆様、おはようございます。保健福祉課長、お答えいたします。こちらの低所得子育て世帯生活支援特別給付金、これは国の事業なんですけど、国の分ですね。こちらの通知がすみません、日にちはちょっと詳しく覚えてないんですが、4 月に入ってから、こういう事業があるという細かいことが、詳細がやっと分かりました。それで国、県からの通知で、5 月末までに村のほうは、ひとり親を除く非課税世帯の子育て世帯のほうに、国のほうは子供 1 人当たり 5 万円ずつ給付するように通知が来ておりました。それで 4 月中にシステム改修とかを行わないと村のほうとしても 5 月 31 日までに支払うことができなかったもので、4 月 20 日で

専決処分させていただきました。以上、お答えいたします。

○8番（小善満子君） はい、議長。

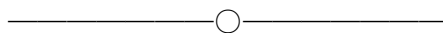
○議長（黒木正照君） はい、8番議員。

○8番（小善満子君） このように専決を同じ月に、1日と20日にしなくちゃいけないというようなことがあったんだろう。ですよね。今、説明聞きましたら。私はあんまり、ちょっと最近耳が遠くなりましたので、答弁があんまりよく分かりませんでしたけれども、以上で、疑問に思ったものですから、質問させていただきました。以上です。

○議長（黒木正照君） はい、他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、専決第7号、令和5年度相良村一般会計補正予算第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、承認第7号は承認することに決定しました。



日程第10 議案第37号

○議長（黒木正照君） 次に、日程第10、議案第37号、工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君） それでは、議案第37号、工事請負契約の変更について提案理由のご説明を申し上げます。本件につきまして、令和5年2月21日、令和5年第3回相良村議会臨時会において承認を受けました議案第8号、工事請負契約の変更につきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約の変更について議会の議決を求めるものでございます。工事名は令和4年度相良村宅地造成工事でございます。工事の場所は相良村大字柳瀬地内で、移住定住や人口流出の抑制対策として、令和2年7月豪雨で被災された方や、村内に移住定住される方へ、安心安全な宅地を提供するための造成工事でございます。主な工事の変更概要は、上下水道管を埋設した主要地方道県道人吉水上線及び村道松葉新並木線の路面舗装面積の増加などに伴い、事業量の変更が生じたものでございます。工事の施工業者は球磨郡五木村甲1,046番地9、株式会社技研日本、代表取締役堀川匠太でございます。工事請負変更金額は、変更前契約金額1億3,888万2,271円を1億4,168万6,975円に、280万4,704円増額変更するものでございます。また、参考資料といたしまして仮変

更契約書の写しなどを添付しております。以上、議案第 37 号につきまして提案理由をご説明いたしました。内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

はい。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 37 号、工事請負契約の変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 37 号、工事請負契約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（黒木正照君） ただいま議決されました案件については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は、全部終了しました。令和 5 年第 6 回相良村議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

—————○—————

閉会 午前 11 時 01 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員